

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部 人事課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長人第22号
委 託 業 務 名 称	産業医委託契約
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地
業 務 の 概 要	(1) 健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。 (2) 作業環境の維持管理に関すること。 (3) 作業の管理に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。 (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 (6) 衛生教育に関すること。 (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。 (8) 職場において作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあると認めるときは直ちに市長又は総括安全衛生管理者に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じるよう意見を述べること。 (9) 長浜市議会議員等公務災害補償等認定委員会に関すること。
履 行 期 間	令和5年4月1日 から令和6年3月31日
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	904,200円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 滋賀県長浜市木之本町黒田122 [商 号 又 は 名 称] 長浜市立湖北病院
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	(1) 労働安全衛生法等において、50人以上の事業場には産業医を選任することと規定されており、職員本人、職場、医療機関等を連携させたサポート、健康管理スタッフへの指導、助言を得るには、近隣の医師が望ましいため。 (2) 平成28年度から産業医委託契約を行っており事業所の実態を熟知しているため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。